

京都市告示第 7 1 5 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	大原野水0703号	西京区大原野上里南ノ町199番地の 1 地先 同町151番地の 1 地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	東野水0018号	山科区東野森野町48番地地先 同町54番地地先	
2	東野水0019号	山科区東野森野町54番地地先 同町53番地地先	
3	西野水0017号	山科区東野竹田 1 番地の136地先 同町11番地の 5 地先	
4	栗栖野水0005号	山科区栗栖野狐塚 2 番地地先 同町 1 番地の 3 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)